

## 情報公開制度の運用状況（平成 19 年度）

### [行政文書の公開]

行政文書の公開の請求件数は 873 件で、平成 18 年度に比べ約 6% の増加となった。

これらの請求に対し、実施機関が 1,001 件の決定を行った（1 件の公開請求について項目別に分割して決定が行われる場合があるため、請求件数より決定件数が多くなっている。）。

内訳は次表のとおりである。

（表 1）行政文書公開請求及び実施機関の決定の状況

| 区 分         |                              | 19 年度(件) | 18 年度(件) |
|-------------|------------------------------|----------|----------|
| 行政文書公開請求の件数 |                              | 873      | 822      |
| 請求方法<br>別内訳 | 窓口に提出                        | 412      | 358      |
|             | 府ホームページからの入力                 | 171      | 246      |
|             | ファクシミリで送信                    | 151      | 154      |
|             | 郵送                           | 139      | 64       |
| 実施機関の決定の件数  |                              | 1,001    | 935      |
| 決定内容<br>別内訳 | 全部公開                         | 215      | 198      |
|             | 部分公開                         | 546      | 533      |
|             | 全部非公開                        | 4        | 7        |
|             | 存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)(第 12 条) | 3        | 16       |
|             | 不存在による非公開                    | 232      | 178      |
|             | 適用除外による非公開(第 40 条)           | 1        | 2        |
|             | 要件不備による非公開(第 7 条第 1 項)       | 0        | 1        |

（注） 1 1 件の公開請求について項目別に分割して決定が行われる場合について

1 件の公開請求において、複数の項目に関する行政文書の公開が求められたときに、対象となる行政文書がある項目とない項目が混在しているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定に分割して決定を行う場合、対象となる行政文書が複数の室課所に分かれて管理されているため、文書を管理している室課所ごとに分割して決定を行う場合などがある。

2 非公開決定の種類について

- 全部非公開  
文書全体に個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として対象となる行政文書の全てを非公開とする決定。
- 存否応答拒否による非公開（公開請求拒否）  
行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。
- 不存在による非公開  
文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 適用除外による非公開  
刑事訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。
- 要件不備による非公開  
行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。

非公開規定の適用状況については、部分公開、全部非公開及び存否応答拒否による非公開を合わせた553件の決定のうち、458件において個人情報の規定、321件において法人等情報の規定、62件において公共安全支障情報の規定、60件において事務執行支障情報の規定、1件において意思形成支障情報の規定が適用されているが、任意提供情報及び法令秘情報の規定を適用した事例はなかった。

(表2) 非公開規定の適用状況

| 区分                         | 非公開理由                 | 19年度             | 適用率  | 18年度 | 適用率  |     |
|----------------------------|-----------------------|------------------|------|------|------|-----|
|                            |                       | (件)              | (%)  | (件)  | (%)  |     |
| 公開しないことができる情報              | 法人等情報(8条1項1号、2項1号)    | 321              | 58.0 | 344  | 61.9 |     |
|                            | 任意提供情報(8条1項2号、2項1号)   | 0                | 0    | 1    | 0.2  |     |
|                            | 意思形成支障情報(8条1項3号、2項1号) | 1                | 0.2  | 0    | 0    |     |
|                            | 事務執行支障情報(8条1項4号、2項1号) | 60               | 10.8 | 70   | 12.6 |     |
|                            | 公共安全支障情報              | 62               | 11.2 | 36   | 6.5  |     |
|                            | 内訳                    | 公共安全支障情報(8条1項5号) | 5    | 0.9  | 6    | 1.1 |
|                            |                       | 公共安全支障情報(8条2項2号) | 35   | 6.3  | 14   | 2.5 |
| 公共安全支障情報(8条2項3号)           |                       | 53               | 9.6  | 20   | 3.6  |     |
| 公開してはならない情報                | 個人情報(9条1号)            | 461              | 83.4 | 376  | 67.6 |     |
|                            | 法令秘情報(9条2号)           | 0                | 0    | 0    | 0    |     |
| 部分公開+全部非公開+存否応答拒否による非公開の件数 |                       | 553              | 100  | 556  | 100  |     |

(注) 公共安全支障情報については、8条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、8条2項2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される(8条2項2号と3号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。)

公開請求から実施機関の決定までに要した期間の状況については、873件の公開請求のうち、条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたもの(公開請求から30日以内)は、234件、条例第15条に基づく決定期間の特例が適用されたもの(公開請求から30日超)は、1件であった。

なお、決定期間の延長が行われた事案のうち122件は、公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与した事案である。

また、決定期間の特例を適用した事案において公開請求から実施機関の決定までに要した期間は、59日間である。

(表3) 公開請求から実施機関の決定までに要した期間の状況

| 区分                   | 19年度(件) | 18年度(件) |
|----------------------|---------|---------|
| 公開請求件数               | 873     | 822     |
| 本則どおり(15日以内)         | 638     | 588     |
| 決定期間の延長を行った件数(30日以内) | 234     | 234     |
| 決定期間の特例を適用した件数(30日超) | 1       | 0       |

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

実施機関別・担当部局別では、都市整備部（258件）に対する公開請求が最も多く、次いで、教育委員会（115件）、警察本部（108件）、健康福祉部（107件）の順である。平成19年度は、都市整備部と選挙管理委員会に対する公開請求が大幅に増加した。

（表4）実施機関別・担当部局別の公開請求件数

| 担当部局名         |          | 19年度（件） | 18年度（件） |
|---------------|----------|---------|---------|
| 知事<br>担当部局別内訳 | 政策企画部    | 20      | 23      |
|               | 総務部      | 38      | 45      |
|               | にぎわい創造部  | 8       | 7       |
|               | 生活文化部    | 49      | 124     |
|               | 健康福祉部    | 107     | 141     |
|               | 商工労働部    | 16      | 33      |
|               | 環境農林水産部  | 61      | 54      |
|               | 都市整備部    | 258     | 86      |
|               | 住宅まちづくり部 | 77      | 76      |
|               | 会計局      | 0       | —       |
|               | 契約局      | —       | 3       |
|               | 出納局      | —       | 0       |
| 教育委員会         | 115      | 113     |         |
| 選挙管理委員会       | 40       | 9       |         |
| 人事委員会         | 3        | 1       |         |
| 監査委員会         | 1        | 1       |         |
| 公安委員会         | 0        | 1       |         |
| 労働委員会         | 0        | 0       |         |
| 収用委員会         | 0        | 0       |         |
| 海区漁業調整委員会     | 0        | 0       |         |
| 内水面漁場管理委員会    | 0        | 0       |         |
| 水道企業管理者       | 0        | 8       |         |
| 警察本部長         | 108      | 121     |         |

（注）知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

行政文書公開請求に対する実施機関の決定について、平成19年度は16件の不服申立てがあった。平成18年度から繰り越した15件を含めた平成19年度の処理状況は以下のとおりである。

（表5）行政文書の公開に係る不服申立ての処理状況

| 区分         | 係属事案計 | 取下げ件数 | 処理件数 |    |      |     |    | 20年度へ繰越件数 |
|------------|-------|-------|------|----|------|-----|----|-----------|
|            |       |       | 計    | 認容 | 一部認容 | 棄却  | 却下 |           |
| 18年度から繰越事案 | 15件   | 0件    | 14件  | 1件 | 4件   | 9件  | 0件 | 1件        |
| 19年度申立て事案  | 16件   | 3件    | 4件   | 0件 | 0件   | 4件  | 0件 | 9件        |
| 計          | 31件   | 3件    | 18件  | 1件 | 4件   | 13件 | 0件 | 10件       |

[法人文書の公開]

法人文書の公開の請求件数は、地方独立行政法人大阪府立病院機構に対するものが2件、大阪府住宅供給公社に対するものが2件、大阪府土地開発公社に対するものが20件、大阪府道路公社に対するものが1件の計25件であった。

これらの請求のうち、大阪府土地開発公社において請求事項の一部を大阪府知事に移送した件が1件あり、その他の請求について、各実施法人が28件の決定を行った（1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、請求件数より決定件数が多くなっている。）。その内訳と非公開規定の適用状況は、表6及び7のとおりである。

なお、25件の公開請求のうち、条例第19条の3において準用する条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたもの（公開請求から30日以内）は3件であった。

(表6) 法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況

| 区 分         |                            | 19年度 (件) | 18年度 (件) |
|-------------|----------------------------|----------|----------|
| 法人文書公開請求の件数 |                            | 25       | 11       |
| 実施法人の決定の件数  |                            | 28       | 12       |
| 決定内容<br>別内訳 | 全部公開                       | 1        | 1        |
|             | 部分公開                       | 24       | 10       |
|             | 全部非公開                      | 0        | 0        |
|             | 存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)(第12条) | 0        | 0        |
|             | 不存在による非公開                  | 2        | 1        |
|             | 適用除外による非公開(第40条)           | 1        | 0        |
|             | 要件不備による非公開(第7条第1項)         | 0        | 0        |

(表7) 法人文書の公開に係る非公開規定の適用状況

| 区 分                      | 非 公 開 理 由             | 19年度 | 適用率  | 18年度 | 適用率  |
|--------------------------|-----------------------|------|------|------|------|
|                          |                       | (件)  | (%)  | (件)  | (%)  |
| 公開しない<br>ことができ<br>る情報    | 法人等情報(8条1項1号、2項1号)    | 11   | 44.0 | 6    | 60.0 |
|                          | 任意提供情報(8条1項2号、2項1号)   | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                          | 意思形成支障情報(8条1項3号、2項1号) | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                          | 事務執行支障情報(8条1項4号、2項1号) | 1    | 4.0  | 2    | 20.0 |
|                          | 公共安全支障情報(8条1項5号)      | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 公開しては<br>ならない情報          | 個人情報(9条1号)            | 19   | 76.0 | 6    | 60.0 |
|                          | 法令秘情報(9条2号)           | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 決定件数(部分公開+非公開+公開請求拒否の件数) |                       | 25   | 100  | 10   | 100  |

法人文書の公開請求に対する実施法人の決定について、19年度は1件の異議申立てがあった。平成18年度から繰り越した2件を含めた処理状況は、表8のとおりである。

(表8) 法人文書の公開に係る不服申立ての処理状況

| 区 分        | 係属事案<br>計 | 取下げ<br>件 数 | 処 理 件 数 |    |          |    |    | 20年度<br>へ繰越<br>件 数 |
|------------|-----------|------------|---------|----|----------|----|----|--------------------|
|            |           |            | 計       | 認容 | 一部<br>認容 | 棄却 | 却下 |                    |
| 18年度から繰越事案 | 2件        | 0件         | 2件      | 0件 | 0件       | 2件 | 0件 | 0件                 |
| 19年度申立て事案  | 1件        | 0件         | 0件      | 0件 | 0件       | 0件 | 0件 | 1件                 |
| 計          | 3件        | 0件         | 2件      | 0件 | 0件       | 2件 | 0件 | 1件                 |

[情報の公表]

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき公表した資料等の件数は、526件であった。  
 なお、公表することと決定された資料等は、府政情報センターや担当室・課（所）等において一般の閲覧に供するとともに、その内容を可能な範囲で府のホームページに掲載するよう努めている。

(表9) 情報の公表の実施状況

| 公表した資料等の件数 |            | 19年度 | 18年度 |
|------------|------------|------|------|
|            |            | 526件 | 439件 |
| 内<br>訳     | 府政に関する基礎情報 | 298  | 196  |
|            | 政策形成過程情報   | 73   | 49   |
|            | その他        | 155  | 194  |

(注) 19年度に公表した資料等526件のうちその内容を府のホームページに全部掲載したものは、197件である。

(注) 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
  - ・ 府が保有している情報の検索に資する資料
  - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
  - ・ 府の事務事業の概要（各室・課（所）等毎）
  - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
  - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
  - ・ 府政に関する主要な調査の結果又はその概要
  - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要（条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの）
  - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
  - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
  - ・ 府民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則等の制定又は改廃に係る案の内容又はその概要
  - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
  - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要
- その他
  - ・ 上記以外で、各室・課（所）の長が適当と認めたもの

[府政情報センターにおける情報の提供]

府政情報センターの利用件数は23,868件で、一月あたり約1,989件であった。

(表10) 府政情報センターの利用状況

| 府政情報センターの利用件数 |             | 19年度                  | 18年度                  |
|---------------|-------------|-----------------------|-----------------------|
|               |             | 23,868件<br>(1,989件/月) | 26,316件<br>(2,193件/月) |
| 内<br>訳        | 職員が応対して情報提供 | 6,285                 | 5,067                 |
|               | 開架資料の閲覧     | 11,882                | 13,555                |
|               | 府政刊行物の販売部数  | 5,256                 | 7,028                 |
|               | 行政文書等複写申出件数 | 181                   | 264                   |
|               | ホームページの閲覧   | 264                   | 402                   |

## [会議の公開]

審議会等の会議の公開については、平成19年度は、155の審議会等で延べ454回の会議が公開で開催された。傍聴者数は、延べ971人で、昨年度より約22%の増加となった。

なお、公開制度の対象となる審議会等は、平成19年度末現在で302あり、このうち205の審議会等が公開（議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。）の決定をしている。

(表11) 会議の公開の実施状況

| 区 分  | 19年度 | 18年度 |
|------|------|------|
| 開催回数 | 454回 | 418回 |
| 傍聴者数 | 971人 | 798人 |

## [出資法人の情報公開]

府では、出資法人の情報公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成18年10月に、指導指針を改正し、指導対象法人を地方自治法第221条第3項に該当する法人（府の出資割合が50%以上の財団法人及び株式会社など）から、大阪府出資法人等への関与事項を定める条例第2項第1号に該当する法人（府の出資割合が25%以上の財団法人及び株式会社など。19年度は43法人が該当。）に拡大したことから、平成19年度に自主的に情報公開申出制度を実施した法人は、前年度から17法人増加して42法人となり、情報公開の申出の件数は、3法人において計8件であった。

なお、19年度は、情報公開申出に対する出資法人の決定について、苦情の申出はなかった。

(表12) 出資法人における公開申出の処理状況

| 区 分           |                      | 19年度 | 18年度 |
|---------------|----------------------|------|------|
| 情報公開申出制度実施法人数 |                      | 42法人 | 25法人 |
| 公開申出のあった法人    |                      | 3法人  | 2法人  |
| 公開申出の件数       |                      | 8件   | 2件   |
| 決定の件数         |                      | 9件   | 2件   |
| 決定内容<br>別内訳   | 全部公開                 | 3件   | 1件   |
|               | 部分公開                 | 5件   | 1件   |
|               | 全部非公開                | 0件   | 0件   |
|               | 存否応答拒否による非公開（公開申出拒否） | 0件   | 0件   |
|               | 不存在による非公開            | 1件   | 0件   |

(注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が、公開申出の件数を上回ることがある。